

元JR東労組高崎地本組合員 内藤幸一氏、石井義則氏、牛丸弘之氏、伊藤裕一氏が、JR東労組への加入を拒否され、精神的な苦痛を受けたとして、ひがし労顧問弁護士でもある菊地弁護士を代理人に、JR東労組に対し、慰謝料などの支払いを求めた裁判では「内藤らの加入を認めなかったJR東労組の対応に違法性は認められない」と判決(2024/3/15)が出されました。内藤氏らは、この判決を不服とし、東京高等裁判所に控訴していましたが棄却(2024/9/18)され、最高裁に上告していましたが4月4日に最高裁から決定が出されました。

地裁、高裁、最高裁においても

勝利判決



■最高裁決定 **本件上告を棄却する 本件を上告審として受理しない**

* 原審の主な内容 **争点** JR東労組は合理的理由があって加入を拒否したのか

- ひがし労は、JR東労組を「会社の手先」と呼称し、他労組の犯罪性を暴露し組織拡大を図っていく旨宣言した。ひがし労は他の労働組合を対象とした組織拡大を意図していたことがわかる。
- 平成30年以降、ひがし労関係者によるJR東労組組合員の引き抜き行為等によって団結権ないし、団体秩序が乱されるのを警戒せざるを得ない状況にあった。
- ひがし労の組織拡大活動に加担している者であると推認する内藤らが加入すればJR東労組の内部から団結権や団体秩序の維持に有害な行為をすると疑い、内藤らの加入を認めない判断をしたことには、合理的な理由があったというべき。
- 以上によれば、内藤らの加入を認めなかったJR東労組の対応に違法性は認められない。

判決のポイント

労働組合の内部から団結権や団体秩序の維持に有害な行為をすると疑われる者の加入は拒否できる！

あらゆる組織破壊を許すな！

